

記載例

新規もしくは再設定を選択。農地所有適格化法人以外の法人等は、解除条件も選択してください【別紙 追加事項の提出も必要】。

設定区分 新規 再設定 解除条件

公告年月日

捨印を忘れずに！

利用権の設定を受ける者の(A) 住所及び氏名又は名称 (借り手農家)	(住所) 〒 4 3 7 - 0 0 × × 袋井市新屋〇-〇-〇	(氏名又は名称) 袋井 太郎	電話番号(連絡先) (0538) 44 - 31XXXX
利用権を設定する者の(B) 住所及び氏名又は名称 (貸し手農家)	(住所) 〒 4 3 7 - 0 1 × × 袋井市浅羽×-×△	(氏名又は名称) 土地所有者・共有名義代表・相続人代表者 浅羽 花子	電話番号(連絡先) (0538) 44 -

【注意事項】

◆利用権を設定する農地については、『権利関係者全ての同意』が必要です。
「共有名義代表」もしくは「相続人代表」の住所・氏名等・電話番号の記入・捺印をお願いします。
◆**所有権が複数人いる場合や相続登記が完了していない未相続の場合は、共有名義人全員や相続関係人全員の同意(署名・押印)が必要となります。**
※ただし、数人の共有に係る農地について利用権(存続期間が20年を超えないものに限る)を設定する場合は、『2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意』が必要となります。

No.	利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)							利用権の設定等に係る当事者間の法的関係(E)	
	所在地			現況地目	面積m ²	利用権の種類	内容(作目)	始期年月日から	終期年月日まで	賃借期間	借賃(10a当り)		賃貸の支払方法
1	広岡	一丁田	××-1	田畑	3,100	賃貸権 使用賃借権	水稻・茶	令和 〇 6 1	令和 〇 5 31	■ 3年 □ 6年 □ 10年	円	金納 物納	賃貸借 使用賃借
2	広岡	駒ヶ谷		田畑	1,900	賃貸権 使用賃借権	水稻・茶 野菜(だいこん)	令和 〇 6 1	令和 〇 5 31	■ 3年 □ 6年 □ 10年	5,000 円	金納 物納	賃貸借 使用賃借
3	岡崎	菩提	×××	田畑	768	賃貸権 使用賃借権	水稻・茶	令和 〇 6 1	令和 〇 5 31	■ 3年 □ 6年 □ 10年	0 円	金納 物納	賃貸借 使用賃借
4	岡崎	菩提	××〇	田畑	700	賃貸権 使用賃借権	水稻・茶 果樹(イチゴ)	令和 〇 6 1	令和 〇 5 31	■ 3年	0 円	金納	賃貸借
5				田畑			水稻・茶	令和	令和				

登記簿面積を記載してください

大字別に記入してください

借賃がある場合は、「賃貸権」
借賃がない場合は、「使用賃借権」

賃借は、双方の話し合いで決めてください。金納は上段、物納は下段に詳細を記入して下さい。

借賃がある場合は「賃貸借」
借賃がない場合は「使用賃借」

※袋井市の農用地利用集積計画公告日は年4回あります。

- ① 6月1日【申請締切：令和2年4月6日(月)】
- ② 9月1日【申請締切：令和2年7月3日(金)】
- ③ 12月1日【申請締切：令和2年10月2日(金)】
- ④ 3月1日【申請締切：令和3年1月8日(金)】

お近くの農協各支店又は、袋井市役所農政課へご提出ください。

利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)		権限の種類
住所	氏名又は名称	
袋井市上山梨〇-〇-〇	山梨 次郎	山梨 所有権
袋井市太田〇-〇	今井 袋子	今井 所有権

捨印を忘れずに！